

令和9年度 大和郡山市保育所・認定こども園入所等案内

この入所等案内では、保育所および認定こども園に入所を希望する場合の手続きやその他の事業について、ご案内します。

保育所・認定こども園とは

保育所とは、児童福祉法に基づいて、保護者の労働、又は疾病等の理由で家庭において乳幼児を保育することができない保護者にかわって、養護と教育の一体化した保育を行い、心身の健全な発達を目的とする児童福祉施設です。

認定こども園とは、「幼稚園」と「保育所」の機能が連携し一体となったもので、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の2つを備え、都道府県知事から認定を受けた施設です。

支給認定について

保育所や認定こども園などを利用する際には、保護者の方がその保育の必要性に応じて「認定」を受けていただく必要があります。

認定の申請は、保育所・認定こども園の入所申込みと同時に受付します。

○認定の種類

対 象	認定区分		利用施設
お子さんが満3歳以上で、幼稚園を希望する方※1	1号認定		幼稚園・認定こども園
お子さんが満3歳以上で、保育所を希望する方※2	2号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園
		短時間利用	
お子さんが満3歳未満で、保育所を希望する方※2	3号認定	標準時間利用	保育所・認定こども園
		短時間利用	地域型保育※3

※1：公立幼稚園への入園を希望する場合は、市教育委員会にて認定申請を受け付けます。また、私立幼稚園への入園を希望する場合については、各幼稚園へお問い合わせください。

※2：2号認定・3号認定を希望する場合は、保育が必要である事由が必要です。（詳しくは4ページを参照）

※3：地域型保育とは、定員19人以下の少人数単位で、0～2歳児を保育する市町村の認可事業です。

2号認定・3号認定は、「保育の必要量（就労時間等）」に応じて、「保育標準時間（11時間利用）」「保育短時間（8時間利用）」の2種類に区分されます。

認定こども園（１号認定）を希望する場合

入所対象者

認定こども園（１号認定）への入所は、３歳児以上で、小学校就学前までの幼児を対象としています。保育所・認定こども園（２号・３号認定）への入所と違い、「就労」を行っているかなどの「保育の必要性」は問いません。

入所資格のある年齢は、以下のようになります。

- ① ３歳児：令和５年４月２日 ～ 令和６年４月１日生まれのお子さん
- ② ４歳児：令和４年４月２日 ～ 令和５年４月１日生まれのお子さん
- ③ ５歳児：令和３年４月２日 ～ 令和４年４月１日生まれのお子さん

入所申込に必要な書類

認定こども園（１号認定）への入所を希望する方は、下記の必要書類をご準備の上、認定こども園へ提出してください。

※申請書等の提出は、公立認定こども園のみ保育支援課でも可能です。

※公立認定こども園（１号認定）の入所については、校区内のお子様が優先となります。

① 申請書類一式

→ 児童１人につき１部必要です。

- 子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書
- 児童調査書

② マイナンバー（個人番号）の届出

→入園決定後、提出の依頼をさせていただきます。

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。詳しくは、１３ページをご確認ください。

③ その他

各家庭の状況に応じて、その他の書類をお願いすることがあります。

給食費

○給食費は、指定された金融機関の口座から振替によるお支払いをお願いしております。

公立園につきましては、毎月末に振替を行います。（月末が金融機関休業日の場合、翌営業日）

※国立認定こども園につきましては、各園で振替日が異なります。

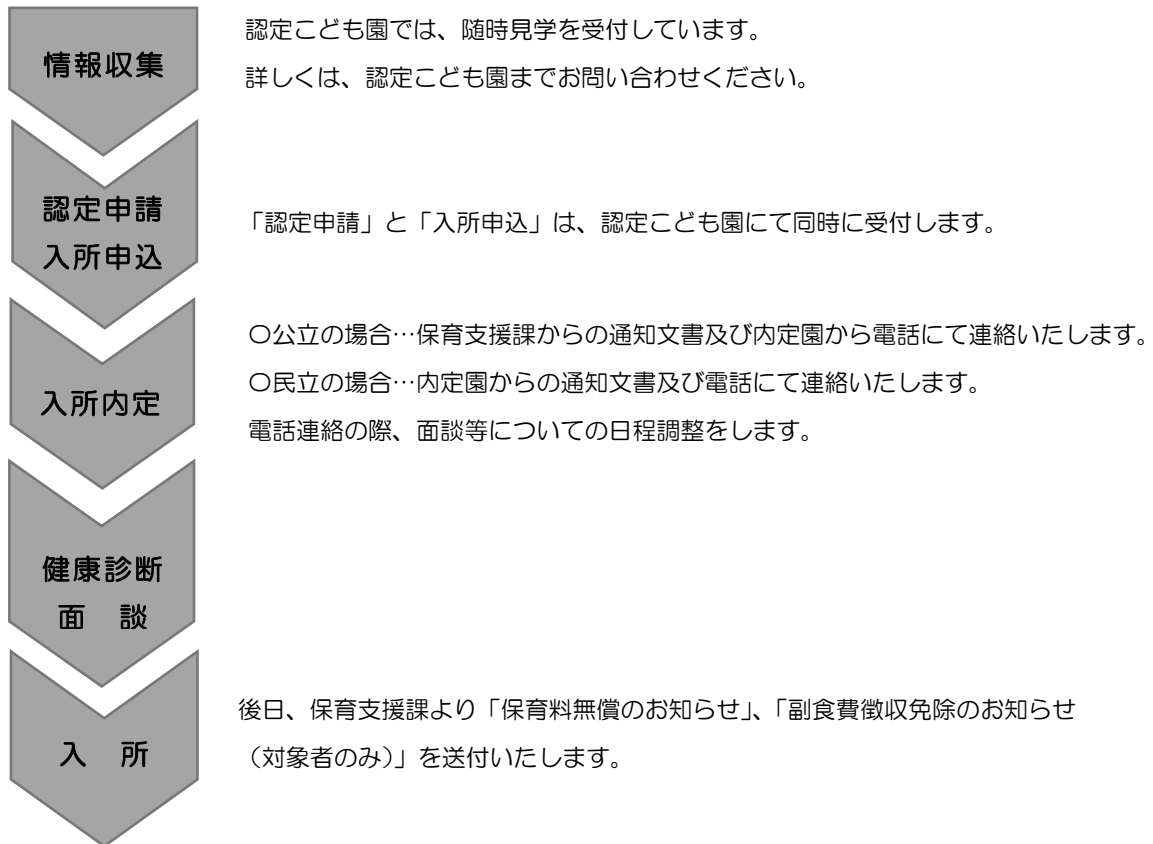
■公立の場合…大和郡山市保育料口座振替依頼書（入園決定後、保育支援課より送付いたします）を直接取扱金融機関（市内に支店・本店を置く金融機関）まで提出をお願いします。認定こども園への提出は必要ありません。

■民立の場合…園指定様式の提出をお願いします。（園よりご案内致します）。

○入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、給食費を全額納入していただきます。なお、月の途中で退所されても、給食費の還付はいたしません。

認定こども園（１号認定）を希望する場合

入園までの流れ



令和９年度 入所申込期間について（１号認定）

希望入所月	設置主体	申込期限	入所通知日
令和９年４月	民立	令和８年９月１日～１１日	令和８年１０月中旬
	公立	令和８年１１月１６日～３０日	令和９年２月中旬
令和１０年４月	民立	令和９年９月１日～１０日	令和９年１０月中旬
	公立	令和９年１１月１６日～３０日	令和１０年２月中旬

※認定こども園の１号と２号の併願申請はできません。

※民立の認定こども園の１号申請は、幼稚園および公立認定こども園の１号とのみ併願可能です。

※民立の認定こども園においては、受付終了後、定員に満たなかった場合、２月下旬頃に２次募集を行う場合があります。

認定こども園の預かり保育の無償化について(新2号認定)

新2号認定について

新2号認定とは、認定こども園に在園している1号認定児のうち、保育の必要性がある世帯（保護者の就労や疾病等）に対して、教育時間以外の預かり保育利用料について、1日490円（月額上限12,300円）を支給するための認定です。なお、保護者は預かり保育料を一旦園に支払い、その後保育支援課へ申請いただくことで後日支給いたします。

また、支給については、事前に新2号認定を受ける必要があります。認定開始日については、申請日以前に遡って認定を行うことができませんので、ご注意ください。

※無償化の対象は、預かり保育料のみです。給食費、行事費、教材費等は対象外です。

保育の必要性について

- ① 就労（月48時間以上の就労が必要）
- ② 妊娠・出産（分娩予定月とその前後2か月の5か月間のみ有効）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期間入院している3親等内親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（就労誓約書の提出から、3ヶ月以内に就労して頂く必要があります）
- ⑦ 就学・職業訓練（週3日以上の上学が必要）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

認定申請に必要な書類

新2号認定を希望される方は、下記の必要書類をご準備の上、保育支援課へ提出してください。

- ① 申請書類
→ 児童1人につき1部必要です。
■子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 当該児童の保育の必要性を証明する、保護者についての書類
→ 保護者1人につき1部以上必要です。

1. 就業を理由とする場合

- 就労証明書（月48時間以上の就労が必要）
- 外勤 → 雇用主の証明
 - 内職 → 依頼主の証明
 - 自営業・会社経営 → 就労証明書に加え客観的に自営・会社経営を証明できるもの（開業届、確定申告書、登記簿の写し等）を添付

2. 妊娠・出産を理由とする場合

■母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載のページ）

3. 保護者の疾病・障害を理由とする場合

■医師の証明書、診断書 ■障害者手帳等の写し いずれか1点

4. 親族の介護・看護を理由とする場合

■医師の証明書・診断書（介護を要する程度が記載されたもの）

■障害者手帳等の写し いずれか1点

5. 災害復旧を理由とする場合

■り災証明書

6. 求職活動を理由とする場合

■就労誓約書 ■ハローワークの受付票

→保育短時間認定（利用時間 8：30～16：30）となります。

7. 就学・職業訓練を理由とする場合

■就学等(予定)証明書

8. 虐待・DVのおそれがある場合

9. その他、市町村が認める場合

→保育支援課までお問い合わせください。

支給方法

園より発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を保育支援課までご持参いただき、「施設等利用請求書（償還払い用）」にご記入いただくことで、後日支給いたします。また、請求書には押印と振込先の記載が必要になります。なお、請求書1部につき、3ヶ月まとめて償還が可能です。

保育所・認定こども園（２号・３号認定）を希望する場合

「保育の必要性」について

保育所での保育の実施は、その児童の保護者のいずれもが下記の各号のいずれかに該当し、当該児童の保育の必要性が認められる場合に行います。

- ① 就労（月４８時間以上の就労が必要）
→保護者の就労時間が月１２０時間未満の場合、原則として保育短時間認定（利用時間８：３０～１６：３０）となります。
- ② 妊娠・出産（分娩予定月とその前後２か月の５か月間のみ有効）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期間入院している３親等内親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（就労誓約書の提出から、３ヶ月以内に就労して頂く必要があります）
→保育短時間認定（利用時間８：３０～１６：３０）となります。
- ⑦ 就学・職業訓練（週３日以上の上学が必要）
→就学時間によっては、保育短時間認定（利用時間８：３０～１６：３０）になる場合があります。
- ⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること
- ⑨ 育児休業を取得した際に、既に市内の保育園で保育を利用している子どもの継続利用（生まれた子が満１歳に達する日の属する月の末日まで有効。）
※生まれた子の市内保育所等の入所が保留となり育児休業を延長した場合は、当該育児休業取得期間の満了する月の末日まで有効。
→保育短時間認定（利用時間８：３０～１６：３０）となります。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

入所対象年齢

保育所・認定こども園への入所は、小学校就学前までの乳幼児を対象としていますが、保育の実施開始年齢（月齢）が施設により異なりますのでご注意ください。

（市内認可保育園・認定こども園一覧表１０～１１ページを参照）

入所申込に必要な書類

保育所・認定こども園（２号・３号認定）への入所を希望される方は、下記の必要書類をご準備の上、保育支援課へ提出してください。

- ① 申請書類一式
→ 児童１人につき１部必要です。
 - 子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書
 - 家庭状況調査書
 - 児童調査書

② 当該児童の保育の必要性を証明する、保護者についての書類

→ 保護者 1 人につき 1 部以上必要です。

1. 就業を理由とする場合

■就労証明書（月 48 時間以上の就労が必要）

○外勤 → 雇用主の証明

○内職 → 依頼主の証明

○自営業・会社経営 → 就労証明書に加え客観的に自営・会社経営を証明できるもの（開業届、確定申告書、登記簿の写し等）を添付

2. 妊娠・出産を理由とする場合

■母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載のページ）

3. 保護者の疾病・障害を理由とする場合

■医師の証明書、診断書 ■障害者手帳等の写し いずれか 1 点

4. 親族の介護・看護を理由とする場合

■医師の証明書・診断書（介護を要する程度が記載されたもの）

■障害者手帳等の写し いずれか 1 点

5. 災害復旧を理由とする場合

■り災証明書

6. 求職活動を理由とする場合

■就労誓約書 ■ハローワークの受付票

→ 保育短時間認定（利用時間 8：30～16：30）となります。

7. 就学・職業訓練を理由とする場合

■就学等(予定)証明書

8. 虐待・DV のおそれがある場合

9. 就労要件での入園後、育児休業を取得した際に、既に保育を利用している子どもの継続した利用が必要である場合

■就労証明書（育児休業期間が記載された証明書）

→ 保育短時間認定（利用時間 8：30～16：30）となります。

10. その他、市町村が認める場合

→ 保育支援課までお問い合わせください。

③ マイナンバー（個人番号）の届出

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。

詳しくは、13 ページをご確認ください。

④ 申込にあたっての確認書

⑤ 保育料・給食費（主食費・副食費）の口座振替に関する書類

大和郡山市保育料口座振替依頼書（入園決定後、保育支援課より送付いたします）を直接取扱金融機関（市内に支店・本店を置く金融機関）まで提出をお願いいたします。保育支援課への提出は必要ありません。

なお、国立認定こども園については、各園で口座振替の手続きをお願いします。

⑥ その他

各家庭の状況に応じて、その他の書類を請求することがあります。

保育料・給食費（主食費・副食費）

○ 保育料等は、入所児童の属する世帯（原則として父母）の市町村民税の額に応じて決定されます。（ただし、児童の扶養形態や父母の課税状況によっては同居家族の税額を合算する場合もあります。）

○ 前期（4月～8月）の保育料等算定には前年度分の市町村民税額、後期（9月～3月）の保育料等算定には現年度分の市町村民税額を用います。

○ 保育料は、3歳児以上は無償化の対象となっております。3歳未満児につきましては、市町村民税に応じて異なります。

年齢は当該年度の4月1日現在の満年齢によるものとします。

○ 保育料は、公立保育所、国立保育所、認定こども園を問わず、同じ月額表を適用して算定します。

○ 保育料等は、指定された金融機関の口座から振替によるお支払いをお願いしております。公立園につきましては、毎月末に振替を行います。（月末が金融機関休業日の場合、翌営業日）

※国立認定こども園につきましては、各園で振替日が異なります。

○ 入所後は、退所届を提出しない限り、登園の有無にかかわらず、保育料等は全額納入していただきます。

○ 月の途中で退所されても、保育料等の還付はいたしません。

※家庭の状況・就労状況等に異動（離婚・再婚・出産・勤務先変更等）があった場合は、必ず保育所・認定こども園または保育支援課までご連絡の上、必要書類のご提出をお願いします。
--

※入所時に保育料等を決定した後、税額等に差異が生じた場合は、保育料を更正することになります。それにより生じる保育料の差額は、追加徴収いたします。
--

※申請時と入園決定時の保育要件等（就労⇒妊娠出産、就労⇒求職活動等）が異なる場合、入園取消になる場合がございます。

※正当な理由なく、月に一度も登園されない場合、退園となります。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合

入所までの流れ

情報収集

市内各保育所・認定こども園では、随時見学を受付しています。
詳しくは、各園まで直接お問い合わせください。

認定申請 ・ 入所申込

保護者の方にはまず、その保育の必要性に応じて「支給認定」を受けていただく必要があります。

「認定申請」と「入所申込」は、保育支援課にて同時に受付します。12 ページの各希望入所月の申込期限までに、必要書類一式をご提出ください。

家庭の状況等について、受付時または後日、担当職員が状況を確認させていただく場合があります。

認定・選考

ご提出いただいた書類に基づき、支給認定および入所内定者の選考を行います。
内定に至らなかった方については、次月の選考へと引き継ぎます。

入所内定

入所内定者には、保育支援課からの通知文書及び内定園から直接電話にて連絡いたします。
電話連絡の際、面談等についての日程調整をします。

面 談

入 所

後日、保育支援課より保育料・給食費に関する書類を送付いたします。

※「支給認定書」が必要な方は個別にご連絡ください。

※入所当初はお子さんの様子に応じて、慣らし保育をお願いする場合があります。

大和郡山市内認可保育園・認定こども園一覧

	施設名	種別	所在地 連絡先 (市外局番0743)	定員	保育開始	開所時間		
						平日	土曜	日・祝
公立	小泉保育園	保育園	小泉町 1553 TEL:53-1618	120	6 ヶ月	7:30 19:00	7:30 16:30	
	池之内保育園	保育園	池之内町 223-3 TEL:52-3248	70				
	西田中保育園	保育園	西田中町 90-5 TEL:52-3178	190				
	郡山保育園	保育園	柳町 45-6 TEL:52-4058	60				
	新町保育園	保育園	矢田町 5512-22 TEL:54-1647	50		7:30 18:30	7:30 16:00	
	平和認定こども園	幼保連携型 認定こども園	美濃庄町 533 TEL:20-5373	150				
	矢田認定こども園	幼保連携型 認定こども園	矢田町 774 TEL:20-8922	180				
	治道認定こども園	幼保連携型 認定こども園	横田町 254 TEL:56-0760	109				
民立	郡山西こども園	幼保連携型 認定こども園	植槻町 3-11 TEL:52-5425	219	産休明	7:00 19:00	7:00 18:00	
	郡山東こども園	幼保連携型 認定こども園	野垣内町 2-15 TEL:53-3344	179	3 ヶ月			
	昭和やまとこども園	幼保連携型 認定こども園	馬司町 331-55 TEL:56-0811	110	6 ヶ月	7:30 19:00	7:30 18:00	
	いずみこども園	幼保連携型 認定こども園	九条町 277-1 TEL:53-1400	105	産休明	7:00 19:00	7:00 17:30	
	やまとこども園	幼保連携型 認定こども園	筒井町 145-1 TEL:56-6680	135	6 ヶ月	7:00 19:00	7:00 18:00	
	やまとこども園mimi	幼保連携型 認定こども園	高田町 280-1 TEL:61-5705	60	6 ヶ月	7:30 19:00	7:30 15:00	
	やまとこども園 chouchou	幼保連携型 認定こども園	今国府町 60-9 TEL:59-4141	149	6 ヶ月	7:00 19:00	7:00 18:00	
	やまとこども園 hug	幼保連携型 認定こども園	冠山町 2-33 TEL:85-5100	99	6 ヶ月			
	大和郡山カトリック 幼稚園	幼保連携型 認定こども園	永慶寺町 2-12 TEL:52-4141	135	11 ヶ月	7:30 18:30	7:30 15:30	
	あすなら保育園	保育園	宮堂町 160-1 TEL:57-3715	90	産休明	7:00 20:00	7:30 18:30	

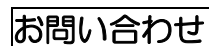
●公立保育園 ◆民立保育園 ■公立認定こども園 ★民立認定こども園

●公立保育園

◆**民立保育園**

■公立認定こども園

★ 私立認定こども園



保育支援課 保育園・こども園係

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

TEL : 0743-53-1541 (直通)

FAX : 0743-53-1049 (代表)

令和９年度 入所申込期間について（２・３号認定）

希望入所月	申込期限	選考会実施日	入所通知日
令和９年４月	令和８年１１月１６日 ～ 令和８年１１月３０日	令和９年１月１２日	２月中旬
令和９年５月	令和９年３月末	令和９年４月２日	４月中旬
令和９年６月	令和９年４月末	令和９年５月７日	５月中旬
令和９年７月	令和９年５月末	令和９年６月２日	６月中旬
令和９年８月	令和９年６月末	令和９年７月２日	７月中旬
令和９年９月	令和９年７月末	令和９年８月３日	８月中旬
令和９年１０月	令和９年８月末	令和９年９月２日	９月中旬
令和９年１１月	令和９年９月末	令和９年１０月４日	１０月中旬
令和９年１２月	令和９年１０月末	令和９年１１月２日	１１月中旬
令和１０年１月	令和９年１１月末	令和９年１２月２日	１２月中旬
令和１０年２月	令和９年１１月末	令和１０年１月５日	１月中旬
令和１０年３月	令和９年１１月末	令和１０年１月１２日	２月中旬
令和１０年４月	令和９年１１月１６日 ～ 令和９年１１月３０日	令和１０年１月１２日	２月中旬

*選考の結果、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*選考会実施日及び入所通知日は、変更になる可能性があります。

*希望園の変更については、変更希望月の申込期限までに保育支援課へお電話ください。

*申込期限を過ぎての申請は、受付を行いません。

*令和１０年１月から令和１０年３月までに、入所をご希望される場合の申込期限が１１月末と早くなっておりますので、十分ご注意ください。

*認定こども園の１号と２号の併願申請はできません。

*２次選考は実施しておりません。

保育所・認定こども園の入園申込（２・３号認定）に必要な書類

種類	必要となる方	確認欄
申請書類		
子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書	すべての方	☐
家庭状況調査書	２号認定・３号認定を希望する方	☐
児童調査書	すべての方	☐
保育が必要な事由を証明するもの ※保護者の方、お一人につき１部必要です。	２号認定・３号認定を希望する方で、 各事由によって、いずれかの書類が必要となります。	
就労証明書（申請日から３ヶ月以内のもの） →市所定の用紙にて勤務先が証明するもの	就業を理由として入園を希望する方	☐
自営業・会社経営を客観的に証明する書類 →確定申告書（第１表・第２表）、開業届、登記簿等	自営業・会社経営をされている方	☐
母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載のページ）	出産を理由として入園を希望する方	☐
診断書 →医療機関が発行したもの	疾病・障害を理由として入園を希望する方	☐
障害者手帳等の写し	疾病・障害を理由として入園を希望する方	☐
り災証明書	災害復旧を理由として入園を希望する方	☐
就学等(予定)証明書 →市所定の用紙にて学校等が証明するもの	就学を理由として入園を希望する方	☐
就労誓約書	求職活動中の方	☐
ハローワークの受付票		☐
マイナンバー（個人番号）の届出（※）	すべての方	☐
申込にあたっての確認書	すべての方	☐
その他、必要に応じて求める資料		☐

※マイナンバー（個人番号）の届出について

申込児童、同居しているすべての方の「番号確認」と、窓口に来られる方の「本人確認」をさせていただきます。

■「番号確認」に必要なもの（次のいずれか）

- ・個人番号カード（顔写真付）または通知カード（顔写真なし）
- ・個人番号記載の住民票の写し
- ・個人番号記載の住民票記載事項証明書

■「本人確認」に必要なもの

※個人番号カード（顔写真付）があれば、番号確認と本人確認をこの１枚で行うことができます

- ・公的証明書（顔写真付）の場合・・・１つ必要（運転免許証、パスポート等）
- ・公的証明書（顔写真なし）の場合・・・２つ必要（健康保険証、年金手帳等）

保育所・認定こども園の広域利用について（２・３号認定）

広域利用とは、現在お住まいの市区町村から別の市区町村の保育所等の入所を希望する場合、市区町村間で協議・調整を行うことで、お住まいとは別の市区町村の保育所等の申込や入所ができる制度です。なお、市区町村により広域利用の取扱いが異なりますので、双方の利用条件が一致していることが必要です。事前に双方の市区町村にご確認いただいた上で、ご申請ください。

また、広域利用で保育所等に入所できた場合、利用期間は原則入所した年度の年度末までとなります。次年度も継続利用を希望する場合は、再申請が必要になりますが、再度市区町村間で協議・調整を行うため、継続して入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① 大和郡山市在住で大和郡山市以外の保育所等の入所を希望する場合

保育支援課に「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」等（６～７ページを参照）をご提出ください。

なお、郵送期間や事務処理期間があるため、余裕を持って書類をご提出くださいますようお願いいたします。また、申込期限については、利用を希望する市区町村へ事前にご確認ください。

② 大和郡山市在住だが、大和郡山市外に転出予定で、転出予定先の保育所等の入所を希望する場合

保育支援課に「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」等（６～７ページを参照）に加えて、転出が分かる書類（土地契約書、賃貸契約書等）をご提出ください。

なお、郵送期間や事務処理期間があるため、余裕をもって書類をご提出くださいますようお願いいたします。また、申込期限については、利用を希望される市区町村へ事前にご確認ください。

※大和郡山市外に転出予定で保育所等の申込をする場合、転出先の市区町村で直接申込ができる場合がございます。事前に転出先の市区町村へご確認ください。

③ 大和郡山市外に在住で、大和郡山市の保育所等の入所を希望する場合

現在お住まいの市区町村にてお手続きください。申請書類についても、お住まいの市区町村の様式をご利用ください。

また、申込期限については、１２ページをご確認ください。なお、郵送期間や事務処理期間があるため、余裕をもってお住まいの市区町村でお手続きください。（締切りまでに必着する必要があります。）

④ 大和郡山市外に在住だが、大和郡山市に転入予定で、大和郡山市の保育所等の入所を希望する場合

現在お住まいの市区町村にてお手続きください。申請書類についても、お住まいの市区町村の様式をご利用ください。（申請書類一式に加えて、転入が分かる書類（土地契約書、賃貸契約書等）が必要となります。）

また、申込期限については、12ページをご確認ください。なお、郵送期間や事務処理期間があるため、余裕をもってお住まいの市区町村でお手続きください。（締切りまでに必着となります。）

※お住まいの市区町村によっては、転入による広域利用の依頼を行っていない場合があります。事前にご確認ください。なお、その場合は、保育支援課で直接受け付けいたしますので、「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」等（6～7ページを参照）に加えて、転入が分かる書類（土地契約書、賃貸契約書等）をご提出ください。
※転入予定での申請の場合、入所月の前月末日までに大和郡山市へ転入する必要があります。なお、転入が確認できない場合、入所内定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

＜参考＞1号認定の申請の場合

- ・大和郡山市へ転入予定で、認定こども園（1号認定）の入所を希望する場合

「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」と「家庭状況調査書」等を直接園にご提出ください。

※上記書類の提出は、公立認定こども園のみ保育支援課でも可能です。

※入園月の前月末日までに大和郡山市に住民票を有する必要があります。

- ・大和郡山市外にお住まいで、認定こども園（1号認定）の入所を希望する場合

「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」と「家庭状況調査書」等を直接園にご提出ください。入園決定後、お住まいの市区町村にて、支給認定を受ける手続きを行ってください。

※公立こども園の1号認定児の入園申込については、転入予定がない方の申請を受け付けておりません。

- ・大和郡山市に在住で、市外の認定こども園（1号認定）の入所を希望する場合

直接希望する園に申請書をご提出ください。入所決定後、支給認定を受ける必要があるため、保育支援課に「子どものための教育・保育給付 支給認定申請書 兼 施設利用申請書」と「家庭状況調査書」等をご提出ください。

大和郡山市保育料月額表(2号、3号認定用)

(単位:円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額					
階層区分	定 義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	0	0	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0				
第3		市町村民税均等割課税世帯(所得割課税額のない世帯)	14,800	14,500				
第4		市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,000	15,700				
第5		市町村民税所得割課税額48,600円以上65,000円未満	22,800	22,400				
第6		市町村民税所得割課税額65,000円以上97,000円未満	25,600	25,200				
第7		市町村民税所得割課税額97,000円以上140,000円未満	33,900	33,300				
第8		市町村民税所得割課税額140,000円以上169,000円未満	41,100	40,400				
第9		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	49,000	48,200				
第10		市町村民税所得割課税額301,000円以上	59,000	58,000				

備考 ①2人以上の児童が保育所に入所している場合のほか、保育所入所児童の世帯から幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合についても児童を算定対象人数に含め、2人目の保育料は上記保育料の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。(10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)児童の数は、年齢が高い順に数える。但し、市町村民税所得割課税額が57,700円未満に認定された場合は、子どもの年齢に関係なく、2人目の保育料は上記金額の半額とし、3人目以上の保育料は無料とする。また、市町村民税非課税世帯については、2人目以上の保育料は無料とする。

②4月から8月までの月分の保育料の額にあつては、前年度の市町村民税額により算定するものとし、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては、今年度の市町村民税額により算定するものとする。

③ 児童の属する世帯が第2階層から第5階層、第6階層のうち市町村民税所得割課税額が77,100円以下に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)の有する世帯等は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料月額とし、2人目以上の保育料は無料とする。

階 層 区 分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 2 階 層	0	0	0	0	0	0
第 3 階 層	6,800	6,700				
第 4 階 層	6,800	6,700				
第 5 階 層	6,800	6,700				
第 6 階 層 の うち (市町村民税所得割課税額が77,100円以下)	6,800	6,700				

※保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。

※定義の年齢については、各年度4月1日時点での年齢により適用するものとする。

大和郡山市 保育園・認定こども園 副食費徴収免除制度について

保育園・認定こども園に通園している1号・2号認定児については、保育料の無償化の対象となりますが、別途給食費（主食費・副食費）をお支払いいただく必要があります。ただし、以下のいずれかに該当する児童については、副食費の徴収が免除となります。

○1号認定児

- ① 世帯の市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下 の全てのお子さま
- ② 小学校第3学年終了前までのお子さまのうち、最年長のお子さまから数えて第3子以降のお子さま

○2号認定児

- ① 世帯の市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満 の全てのお子さま
（一人親世帯等については、77,100 円以下の全てのお子さま）
- ② 市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下 の第3子以降のお子さま
- ③ 同時入所 の第3子以降のお子さま

※給食費等の金額につきましては、各園によって異なります。

※4月から8月分までの副食費徴収の免除該当については、前年度市町村民税額により算定するものとし、9月から翌年3月分までの副食費徴収の免除該当については、現年度市町村民税額により算定するものとする。

※副食費免除該当の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。

※保育料及び副食費徴収の免除該当の算定の際に、児童の扶養形態や父母の課税状況によっては、同居家族の税額を合算する場合もあります。

一時的保育事業

対象施設

○ 郡山東こども園

対象児童	生後3ヶ月目から就学前までの児童
利用時間	8:30～17:00
お問い合わせ	社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園 大和郡山市野垣内町 2-15 TEL:53-3344

○ 郡山西こども園

対象児童	生後3ヶ月目から就学前までの児童
利用時間	8:30～17:00
お問い合わせ	社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山西こども園 大和郡山市植槻町 3-11 TEL:52-5425

○ やまとこども園 chouchou

対象児童	1歳児クラスから就学前までの児童
利用時間	9:30～15:30
お問い合わせ	社会福祉法人 アタラシイカタチ やまとこども園 chouchou 大和郡山市今国府町 60-9 TEL:59-4141

○ 大和郡山カトリック幼稚園

対象児童	1歳児クラスから就学前までの児童
利用時間	9:30～14:30
お問い合わせ	学校法人カトリック・マリスト会学園 大和郡山カトリック幼稚園 大和郡山市永慶寺町 2-12 TEL:52-4141

※詳細につきましては、各園に直接お問い合わせください。

認可外保育施設等利用料助成事業

認可保育所等の利用申込みを行ったものの入所保留となり、認可外保育施設等を利用する市内在住の児童の内、幼児教育・保育の無償化対象外となる児童の保護者に対し、認可外保育施設等利用料助成金を支給します。

対象者 下記の①～③の全てに該当する市内に在住する児童

- ① 保育の必要性が認められる課税世帯の 0～2 歳児クラスの児童
- ② 市内認可保育所等の利用申込みをしているが、待機となっている児童
- ③ 市内認可保育所等の入園決定を辞退していない児童

対象施設 都道府県等に届出をした認可外保育施設(都道府県等による指導監督基準に適合した一般型に限る)、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業(送迎のみの利用は対象外)

◎市内対象施設

○一時預かり事業実施施設

- ・郡山東こども園
- ・郡山西こども園
- ・やまとこども園 chouchou
- ・大和郡山カトリック幼稚園

※各園の詳細につきましては、16ページをご参照ください。

※上記施設への利用希望につきましては、直接当該施設へご連絡ください。

○こどもサポートセンター（ファミリーサポートセンター事業）

対象児童：概ね4ヶ月～小学校3年生

利用時間：市民交流館の開所時間（9:00～21:00）であればいつでも（土・日・祝も可）

所在地：高田町92-16市民交流館2階 TEL：53-1213（平日 10:00～16:00）

助成額 月額利用料(給食費等の実費を除く)の半額（助成月額上限額4万2千円）

請求方法 市所定の請求用紙に必要事項を記載し、施設が発行する領収書及び証明書を添付して、保育支援課までご提出ください。また、請求書には押印と振込先の記載が必要になります。なお、請求書1部につき、3ヶ月まとめて償還が可能です。

病児保育（概要）

1) 利用の概要

児童が病気の際、保護者が就労等により家庭での保育が困難な時に、一時的にお預かりし、保育・看護を行います。利用にあたっては事前登録・利用前の受診が必要となります。

2) 施設名・所在地等

施設名	所在地	定員
○大和郡山病院 病児保育園『のびのび』	大和郡山市朝日町 1-62 (大和郡山病院北側にある平屋建の病児保育専用施設です)	3 名
○まつい赤ちゃんキッズクリニック 病児保育室『にこるーむ』	大和郡山市九条町 291-1 (まつい赤ちゃんキッズクリニック 2階)	5 名

3) 対象児童

市内に居住し、下記のいずれにも該当する児童

- ・満6か月～小学6年生
- ・急な病気により、医療機関における入院治療は要しないが、安静の確保に配慮する必要がある児童
- ・保護者が就労等により家庭での保育が困難な児童

4) 開園日・利用時間等

【開園時間】 平日 月曜日～金曜日（土日祝・年末年始除く）

【利用時間】 午前8時 30 分～午後 5 時 30 分

- ・事前予約制
- ・昼食、おやつ等は要持参
- ・延長保育あり（午後 5 時 30 分～午後 6 時）

5) 利用料金等

【基本利用料】 1 日あたり 2,000 円

【別途料金】 ・病院受診による診察料、検査料等（負担割合による）。

・かかりつけ医等の医師連絡票（診療情報提供書）がない場合、大和郡山病院では**初診時選定療養費 3,300 円が別途、発生します。**

・延長保育料 1 日あたり 500 円

・その他実費が発生する場合があります。

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯については、基本料の減免があります。
 ※保育の必要性の認定を受けているが、認可保育所や認定こども園を利用していないお子様については、幼児教育・保育の無償化の対象になる場合があります。
 保育支援課へお問い合わせください。

6) 利用期間

1 回の利用につき、7 日以内

病児保育利用の流れ

1) 利用登録

事前に必ず登録が必要となります。

【登録手続きに必要なもの】

①	利用登録書（第 1 号様式）
②	健康保険証、マイナ保険証、資格確認書のいずれか
③	医療費助成受給資格証
④	母子手帳 等

【登録受付窓口】 市役所 保育支援課（1 階）または各病児保育施設

2) かかりつけ医等を受診

かかりつけ医等を受診ください。その際に必ず『医師連絡票（診療情報提供書）』の記入をしてもらってください。

3) 利用予約

各病児保育施設で予約をしてください。

施設名	住所等	予約方法
○大和郡山病院 病児保育園『のびのび』	大和郡山市朝日町 1-62 電話）0743-88-2244	電話予約
○まつい赤ちゃんキッズクリニック 病児保育室『にこるーむ』	大和郡山市九条町 291-1 電話）0743-85-7250	クリニックで直接予約 ※WEB 予約あり https://matsui-kids.jp/ ※電話予約は不可

※定員に達した場合のキャンセル待ち予約は実施していません。

※病児保育園『のびのび』はキャンセルの場合は当日の午前8時～午前8時30分までにご連絡ください。

※病児保育室『にこるーむ』は前日の18時30分までに電話をしていただくかまたは WEB 上でキャンセルください。但し、病児保育室『にこるーむ』についてはキャンセル料がかかる場合があります。

4) 利用の当日

利用前に各病院にて診察が必要です。受診の結果、利用となれば『利用申請書』をご提出ください。

施設名	受診方法	利用当日の受診
○大和郡山病院 病児保育園『のびのび』	救急外来窓口で 8時～8時30の間に 受付後、小児科受診。	連続での利用の場合、2日目以降は受診の必要はありません。 （症状により受診が必要な場合もあります。）
○まつい赤ちゃんキッズクリニック 病児保育室『にこるーむ』	8時15分から受付、 その後、受診。	利用日ごとに受診の必要があります。

※受診時には健康保険証、マイナ保険証、資格確認書のいずれかと各種医療証を持参ください。

※受診の結果、入院が必要な場合など、お子様の症状により病児保育施設をご利用いただけない場合があります。

5) 持ち物等

各病児保育施設へお問い合わせください。

病後児保育事業

郡山東こども園

病気回復期にある児童の一時的な保育及び看護をすることにより、子育てしやすい環境の整備を図り、児童の健全な育成及び保護者の子育て支援を目的としています。

〔出席停止期間中、37.5 度以上の発熱がある場合、下痢・嘔吐が激しい場合は、お預かりできません。〕

対象児童 大和郡山市内に居住する満6ヶ月目からおおむね10歳までの児童

利用できる日 月～金までの平日（祝祭日、年末年始を除く）

利用時間 午前8：30～午後5：00

費用 利用料：2,000円 保険料：200円
食費：給食1食 400円 おやつ1食 100円
午睡布団レンタル費 1回100円

利用方法 郡山東こども園に直接お問い合わせください。利用までには申込書の提出（登録）や家庭調査票などの手続きが必要となります。
なお、利用頂ける人数には制限があります。お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ→説明・申し込み→書類提出、面談→登録→利用開始

注意事項

- (ア) 料金はお迎え時となります。お釣りのないようお願い致します。
- (イ) 食物アレルギーのあるお子さんのみ、お弁当持参となります。
- (ウ) 月に1回弁当日があります。ご了承ください。
- (エ) 保育中に発熱（37.5 度以上）の場合はお迎えをお願い致します。その場合、保育料は返金できませんのでご了承ください。

お問い合わせ 社会福祉法人 奈良社会福祉院 郡山東こども園
大和郡山市野垣内町 2-15 TEL:0743-53-3344

認可外保育施設等を利用する方へ

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター等を利用している方のうち、認可保育所等を利用できていない方については、3歳児から5歳児までのお子様は上限月額40,300円まで、0歳児から2歳児までの非課税世帯のお子様は上限月額45,700円まで無償化となります。なお、保護者は保育料を一旦園に支払い、その後保育支援課へ申請いただくことで後日支給いたします。

無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性」を確認し、認定を受ける必要があります。また、認定開始日については、申請日以前に遡って認定を行うことができませんので、ご注意ください。

※無償化の対象は、保育料のみです。給食費、行事費、教材費等は対象外です。

保育の必要性について

4ページをご参照ください。

認定申請に必要な書類

4・5ページをご参照ください。

なお、認可保育所等に申込をした方で、既に認定を受けている方については、あらためての認定申請は必要ありません。

支給方法

5ページをご参照ください。